

障害年金の受給要件

原則として初診日に20歳以上64歳までの方が対象となりますが、以下の(1)から(3)の要件を満たす必要があります。

なお、65歳以上の方も申請は可能ですが、初診日が誕生日の2日前までであることが必要となります。申請は、認定日請求となり、事後重症による請求はできません。

(1)初診日要件

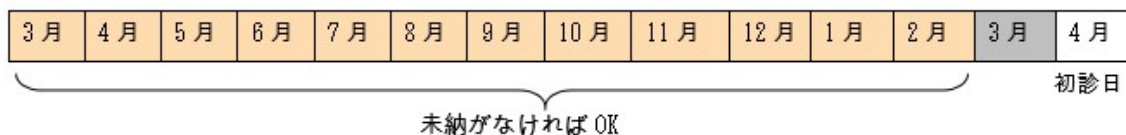
- ①対象となる傷病につき、初めて病院を受診した日(初診日)を証明できること
※カルテの保存期間の義務が5年であるため、それ以前に初診日があるときは証明できるかどうかの検討が必要
※病院が廃業している可能性があるため確認が必要
- ②初診日に国民年金、共済年金又は厚生年金に加入していたこと
(20歳前障害は別)
※加入していた年金により等級や年金額が異なります

(2)保険料納付要件

- ①初診日の属する月の前々月迄の年金加入期間において、保険料を2/3以上納めていること(学生猶予期間や免除期間は納付と同じ扱いです。20歳前に厚生年金に加入している場合はその期間も含めて計算します。)



- ②初診日の属する月の前々月迄の過去1年間に年金保険料の未納がないこと



(3)障害認定要件

①障害認定日(症状が固定された日又は初診日から1年6ヶ月のどちらか早い日)において障害認定基準に該当していること又は現在該当していること

※通院して医師による診断書の作成が可能であること。

※症状が固定された日とは(認定日の例外)

状 況	障害年金が請求できるようになる日(障害認定日)
慢性腎不全等で人工透析を受けているとき	人工透析開始日から3ヶ月たった日
人工肛門、人工膀胱、尿路変更手術を受けたとき	人工肛門、人工膀胱、尿路変更手術を受けた日
ペースメーカー、人工弁を装着したとき	ペースメーカー、人工弁の装着手術を受けた日
人工血管、心臓移植、人工心臓、CRT/CRT-Dを装着したとき	人工血管、心臓移植、人工心臓、CRT/CRT-Dの装着手術を受けた日
人工骨頭または人工関節を挿入したとき	人工骨頭または人工関節挿入手術を受けた日
腕や脚などの四肢を切断・または離断したとき	腕や脚などの四肢を切断・または離断した日
喉頭を全摘出したとき	咽頭全摘出手術を受けた日
在宅酸素療法を受けているとき	在宅酸素療法を受け始めた日

未成年からの病気、先天性疾患の場合

状 況	障害年金が請求できるようになる日(障害認定日)
未成年時に初診日がある場合	「初診日から1年6か月経過した日」か「20歳になった日」のいずれか遅い方
先天性疾患(知的障害や発達障害を含む)	20歳になった日(20歳の誕生日の前日)